

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第47号（令和5年6月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第10回西広島駅北口土地区画整理審議会が5月30日（火）に西区地域福祉センターで開催されました

○ 審議会の内容【非公開】

個人情報を含む内容であることから非公開にて開催し、仮換地指定の軽微な変更（1件）についてご報告しました。

・仮換地指定の軽微な変更について

仮換地については、権利者の皆様からの申出により、一定の要件を満たせば、「変更」や「分割又は合併」、「交換」といった、仮換地変更等の手続きができることになっています。

（第28号及び第39号のまちづくりニュースでは手続きの内容を紹介）

第10回審議会では、権利者様からの申出により、仮換地の「合併」について手続きを行ったことを報告しました。

よくある質問とその回答

Q1：土地の相続（売買）で所有者が変わる場合には届出を行う必要はありますか。

A1：土地の相続（売買）で所有者に変更があった場合は、届出を行っていただく必要がありますので、まずは市までご連絡をお願いします。

また、各種届出の様式は、広島市役所のホームページからも入手することができます。（検索方法は以下のとおり）

西広島駅北口地区 権利の申告

検索

Q2：仮換地指定通知を紛失したが再発行はできますか。

A2：仮換地指定通知の再発行は行っていませんが仮換地証明の発行は行っています。ただし、仮換地証明の発行には手数料が発生します。

仮換地証明は、建物の所有権保存登記をされる場合や金融機関の融資をお受けになる場合、車庫証明を必要とされる場合等に必要となってくる場合があります。

Q3：建物滅失登記は誰が行うのですか。

A3：建物解体（移転）に伴い、取り壊していただいた建物に登記がなされている場合は、皆様方に建物滅失登記をしていただく必要があります。

建物滅失登記がなされていないと、仮換地に建物を新築してもその建物の登記ができない場合があります。

なお、滅失登記にかかる費用については、移転補償費の中に含まれています。

連絡先 広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所

工事や換地に関する担当：森川、大田

電話番号：082-532-5122

建物補償等に関する担当：長岡、寺戸

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp